

現行の愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和23年7月30日）

第五章 医療提供体制の確保 第一節 基本方針(第30条の3)

第二節 医療計画(第30条の4～第30条の12)

2 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間（基準病床数は平成28年度から平成29年度まで）

3 体系図

